

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月29日

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド  
(JPMAM Japan Cayman Fund Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 尚久

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、  
ウグランド・ハウス、私書箱309、  
メイブルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付  
(C/O Maples Corporate Services Limited,  
PO Box 309, Ugland House,  
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
GIMケイマン・トラスト -  
日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド  
(GIM Cayman Trust II -  
Nikko Alternative Investment Strategies Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
円ヘッジありクラスA受益証券：5,000億円を上限とします。  
円ヘッジありクラスB受益証券：5,000億円を上限とします。  
円ヘッジなしクラスA受益証券：5,000億円を上限とします。  
円ヘッジなしクラスB受益証券：5,000億円を上限とします。  
(注)円ヘッジありクラスA受益証券、円ヘッジありクラスB受益証券、円ヘッジなしクラスA受益  
証券および円ヘッジなしクラスB受益証券は円建てとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年4月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正および追加するため、管理会社の取締役役の変更に伴い関連する事項を訂正するため、英文目論見書が平成28年7月付で修正されたことに伴い「課税上の取扱い」および「FATCA」の定義に関連する事項を訂正するため、またその他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

### （1）半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

| 原届出書           |                              |                                      | 半期報告書           |                      | 訂正の方法      |
|----------------|------------------------------|--------------------------------------|-----------------|----------------------|------------|
| 第二部<br>第1<br>1 | ファンド情報<br>ファンドの状況<br>ファンドの性格 | (3) ファンドの仕組み<br>管理会社の概況<br>( ) 資本金の額 | 4 管理会社の概況       | (1) 資本金の額            | 更新         |
| 5              | 運用状況                         | (1) 投資状況                             | 1 ファンドの運用<br>状況 | (1) 投資状況             | 更新         |
|                |                              | (3) 運用実績                             |                 | (2) 運用実績             | 更新 /<br>追加 |
|                |                              | (4) 販売及び買戻しの<br>実績                   | 2 販売及び買戻しの実績    |                      | 追加         |
| 第3<br>1        | ファンドの経理状況<br>財務諸表            | 3 ファンドの経理状況                          |                 |                      | 追加         |
| 第三部<br>第1<br>1 | 特別情報<br>管理会社の概況<br>管理会社の概況   | (1) 資本金の額                            | 4 管理会社の概況       | (1) 資本金の額            | 更新         |
| 2              | 事業の内容及び営業の概況                 |                                      |                 | (2) 事業の内容及<br>び営業の状況 | 更新         |
| 3              | 管理会社の経理状況                    | 5 管理会社の経理の概況                         |                 |                      | 更新         |

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するGIMケイマン・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストである日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は、以下のとおりです。

### （１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

本表は、ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものです。

（平成28年5月末日現在）

| 資産の種類              | 国・地域名  | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|--------------------|--------|----------------|---------|
| 投資信託               | ケイマン諸島 | 16,883,240,392 | 99.55   |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） |        | 76,336,480     | 0.45    |
| 合計（純資産総額）          |        | 16,959,576,872 | 100.00  |

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入しております。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## 投資資産

## ( ) 投資有価証券の主要銘柄

本表は、クラスA受益証券およびクラスB受益証券の投資有価証券の銘柄を合計して主要銘柄を表示したものです。

(平成28年5月末日現在)

|   | 銘柄                                  | 国・地域名  | 種類   | 口数      | 取得価額（円） |                | 時価（円）   |                | 投資比率（％） |
|---|-------------------------------------|--------|------|---------|---------|----------------|---------|----------------|---------|
|   |                                     |        |      |         | 単価      | 金額             | 単価      | 金額             |         |
| 1 | HFS ALTERNATIVE INVESTMT STRAT FD A | ケイマン諸島 | 投資信託 | 158,472 | 119,713 | 18,971,235,405 | 106,538 | 16,883,240,392 | 99.55   |

## &lt; 参考情報 &gt;

投資先ファンドの投資資産

(平成28年5月末日現在)

## &lt;運用戦略別・副運用会社別配分&gt;

| 運用戦略／副運用会社                      | 配分比率<br>(%) |
|---------------------------------|-------------|
| レバティババリュー戦略                     | 30.7        |
| Ionic                           | 20.5        |
| JP Morgan Investment Management | 4.9         |
| YG Partners                     | 5.4         |
| マクロ／機会追求戦略                      | 10.7        |
| Graham                          | 10.7        |
| 株式ロングショート戦略                     | 24.4        |
| Chilton                         | 10.2        |
| Passport                        | 10.6        |
| Portland Hill                   | 3.6         |
| イベントドリブン戦略                      | 30.4        |
| Owl Creek                       | 11.1        |
| PSAM                            | 19.3        |
| 現金等                             | 3.7         |
| 合計                              | 100.0       |

(注1) 配分比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) イベントドリブン戦略は「合併アービトラージ／イベントドリブン戦略」の略称です。

(注3) 各運用戦略およびその配分、副運用会社の数およびその配分は、投資環境や運用実績等に応じて見直されます。

## &lt;上位10銘柄&gt;

| 銘柄                                          | 投資比率<br>(%) |
|---------------------------------------------|-------------|
| YAHOO INC - COM USD.001                     | 4.18        |
| MOLSON COORS BREWING CO - CL B COM NPV NVTG | 1.44        |
| HCA HOLDINGS INC - COM USD0.01              | 1.10        |
| HERBALIFE LTD - COM USD.001                 | 1.03        |
| SABMILLER ORD USD (CFD)                     | 0.97        |
| BAXALTA INC - COM USD.01                    | 0.93        |
| EMC CORP/MA - COM USD.01                    | 0.93        |
| CIT GROUP INC - COM USD.01                  | 0.91        |
| TRANSCANADA CORP COMMON STOCK CAD           | 0.90        |
| REXAM PLC COMMON STOC (CFD)                 | 0.85        |

(注) 投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## ( ) 投資不動産物件

該当事項はありません（平成28年5月末日現在）。

## ( ) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（平成28年5月末日現在）。

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

平成28年5月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

（円ヘッジありクラスA受益証券）

|           | 純資産総額（円） | 1口当たり純資産価格（円） |
|-----------|----------|---------------|
| 平成27年6月末日 | 9,805    | 0.9805        |
| 7月末日      | 9,857    | 0.9857        |
| 8月末日      | 9,747    | 0.9747        |
| 9月末日      | 9,558    | 0.9558        |
| 10月末日     | 9,685    | 0.9685        |
| 11月末日     | 9,694    | 0.9694        |
| 12月末日     | 9,587    | 0.9587        |
| 平成28年1月末日 | 9,382    | 0.9382        |
| 2月末日      | 9,428    | 0.9428        |
| 3月末日      | 9,431    | 0.9431        |
| 4月末日      | 9,379    | 0.9379        |
| 5月末日      | 9,379    | 0.9379        |

（円ヘッジありクラスB受益証券）

|           | 純資産総額（円）      | 1口当たり純資産価格（円） |
|-----------|---------------|---------------|
| 平成27年6月末日 | 3,307,770,258 | 0.9789        |
| 7月末日      | 4,085,525,407 | 0.9837        |
| 8月末日      | 4,277,372,976 | 0.9716        |
| 9月末日      | 4,438,579,843 | 0.9559        |
| 10月末日     | 4,601,897,083 | 0.9681        |
| 11月末日     | 4,598,248,421 | 0.9681        |
| 12月末日     | 4,326,450,782 | 0.9568        |
| 平成28年1月末日 | 3,841,382,196 | 0.9362        |
| 2月末日      | 3,772,456,921 | 0.9389        |
| 3月末日      | 3,627,754,469 | 0.9386        |
| 4月末日      | 3,500,701,268 | 0.9332        |
| 5月末日      | 3,336,712,469 | 0.9318        |

## （円ヘッジなしクラスA受益証券）

|           | 純資産総額（円） | 1口当たり純資産価格（円） |
|-----------|----------|---------------|
| 平成27年6月末日 | 10,037   | 1.0037        |
| 7月末日      | 10,260   | 1.0260        |
| 8月末日      | 9,897    | 0.9897        |
| 9月末日      | 9,641    | 0.9641        |
| 10月末日     | 9,830    | 0.9830        |
| 11月末日     | 10,027   | 1.0027        |
| 12月末日     | 9,774    | 0.9774        |
| 平成28年1月末日 | 9,600    | 0.9600        |
| 2月末日      | 9,000    | 0.9000        |
| 3月末日      | 9,029    | 0.9029        |
| 4月末日      | 8,664    | 0.8664        |
| 5月末日      | 8,887    | 0.8887        |

## （円ヘッジなしクラスB受益証券）

|           | 純資産総額（円）       | 1口当たり純資産価格（円） |
|-----------|----------------|---------------|
| 平成27年6月末日 | 15,841,991,807 | 1.0014        |
| 7月末日      | 18,132,114,530 | 1.0229        |
| 8月末日      | 18,633,366,484 | 0.9860        |
| 9月末日      | 19,662,674,980 | 0.9597        |
| 10月末日     | 19,843,393,677 | 0.9779        |
| 11月末日     | 20,078,568,151 | 0.9967        |
| 12月末日     | 19,177,925,825 | 0.9709        |
| 平成28年1月末日 | 18,502,196,070 | 0.9529        |
| 2月末日      | 17,222,477,094 | 0.8926        |
| 3月末日      | 16,140,393,453 | 0.8948        |
| 4月末日      | 14,367,066,297 | 0.8580        |
| 5月末日      | 13,622,846,137 | 0.8795        |

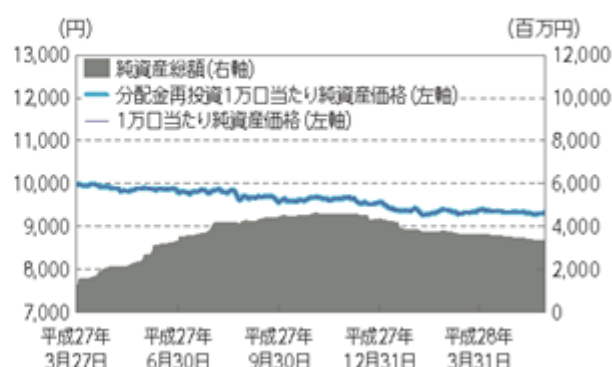
## &lt; 参考情報 &gt;

(平成27年3月27日(運用開始日)～平成28年5月末日)

## 円ヘッジありクラスA受益証券



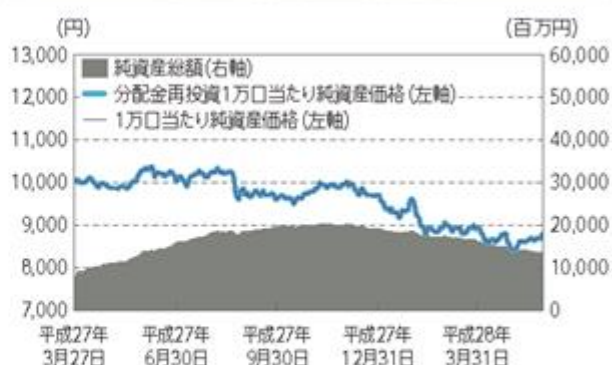
## 円ヘッジありクラスB受益証券



## 円ヘッジなしクラスA受益証券



## 円ヘッジなしクラスB受益証券



(注1) 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前分配金を各クラスに再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては当該期間において分配金の支払実績はないため、分配金再投資1万口当たり純資産価格は各クラスの1万口当たり純資産価格と等しくなります。  
 (注2) 純資産価格および分配金再投資純資産価格は、1万口当たり、管理報酬等控除後の価格です。

## 分配の推移

| 計算期間                | 1口当たり分配金（円）    |                |                |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 円ヘッジあり<br>クラスA | 円ヘッジあり<br>クラスB | 円ヘッジなし<br>クラスA | 円ヘッジなし<br>クラスB |
| 平成27年6月1日～平成28年5月末日 | 0              | 0              | 0              | 0              |

## &lt; 参考情報 &gt;

|                               | 1万口当たり分配金(円) (税引前) |                |                |                |
|-------------------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|
|                               | 円ヘッジあり<br>クラスA     | 円ヘッジあり<br>クラスB | 円ヘッジなし<br>クラスA | 円ヘッジなし<br>クラスB |
| 第1会計年度(平成27年3月27日～平成27年10月末日) | —                  | —              | —              | —              |
| 設定来累計                         | 0                  | 0              | 0              | 0              |

## 収益率の推移

| 計算期間                      | 収益率（注）              |                     |                     |                     |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|                           | 円ヘッジ<br>あり<br>クラス A | 円ヘッジ<br>あり<br>クラス B | 円ヘッジ<br>なし<br>クラス A | 円ヘッジ<br>なし<br>クラス B |
| 平成27年 6 月 1 日～平成28年 5 月末日 | - 5.33%             | - 5.86%             | - 13.65%            | - 14.43%            |

（注）収益率（％）＝ 100 × (a - b) / b

a = 計算期間末の 1 口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計

b = 当該計算期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落の額）

## &lt; 参考情報 &gt;

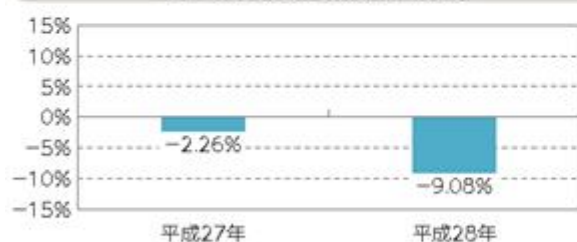
円ヘッジありクラスA受益証券



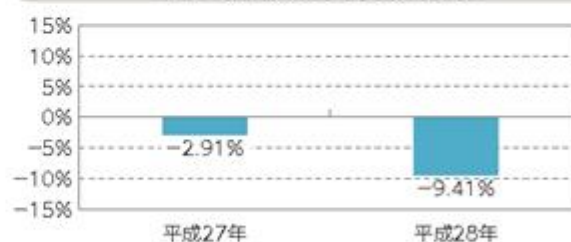
円ヘッジありクラスB受益証券



円ヘッジなしクラスA受益証券



円ヘッジなしクラスB受益証券



（注1）収益率（％）＝100×(a-b) / b

a=当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b=当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配落の額)(平成27年については、1円)

（注2）平成27年については平成27年3月27日(運用開始日)から同年末日まで、平成28年については平成28年1月1日から同年5月末日までの収益率となります。

## 2 販売及び買戻しの実績

下記計算期間中の販売および買戻しの実績ならびに下記計算期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

（円ヘッジありクラスA受益証券）

| 計算期間                | 販売口数     | 買戻し口数    | 発行済口数              |
|---------------------|----------|----------|--------------------|
| 平成27年6月1日～平成28年5月末日 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 10,000<br>(10,000) |

（注）（ ）内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。以下同じです。

（円ヘッジありクラスB受益証券）

| 計算期間                | 販売口数                             | 買戻し口数                            | 発行済口数                            |
|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 平成27年6月1日～平成28年5月末日 | 2,108,390,000<br>(2,108,390,000) | 1,219,280,000<br>(1,219,280,000) | 3,580,880,000<br>(3,580,880,000) |

（円ヘッジなしクラスA受益証券）

| 計算期間                | 販売口数     | 買戻し口数    | 発行済口数              |
|---------------------|----------|----------|--------------------|
| 平成27年6月1日～平成28年5月末日 | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 10,000<br>(10,000) |

（円ヘッジなしクラスB受益証券）

| 計算期間                | 販売口数                             | 買戻し口数                            | 発行済口数                              |
|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 平成27年6月1日～平成28年5月末日 | 7,396,745,008<br>(7,396,745,008) | 5,230,740,000<br>(5,230,740,000) | 15,489,765,008<br>(15,489,765,008) |

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文（英文）の中間財務書類は、日本円で表示されている。

[次へ](#)

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

## GIMケイマン・トラスト

|                        |
|------------------------|
| 純資産計算書<br>2016年4月30日現在 |
|------------------------|

## 日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

(日本円で表示)

|                                         | 注記      | 日本円                   |
|-----------------------------------------|---------|-----------------------|
| <b>資産</b>                               |         |                       |
| 投資有価証券の時価評価額<br>(取得原価: 20,397,066,300円) | 2.2     | 17,688,239,638        |
| 外国為替先物予約取引に係る未実現評価益                     | 2.5, 12 | 177,022,487           |
| 設立費用                                    | 2.4     | 30,740,727            |
| 未収預金利息                                  |         | 13,798                |
| その他の資産                                  |         | 771,983               |
| <b>資産合計</b>                             |         | <b>17,896,788,633</b> |
| <b>負債</b>                               |         |                       |
| 未払管理報酬および未払販売管理報酬                       | 4       | 8,107,858             |
| 当座借越                                    |         | 5,228,991             |
| 未払印刷および公告費                              |         | 3,685,285             |
| 未払販売報酬                                  | 9       | 2,895,834             |
| 外国為替先物予約取引に係る未実現評価損                     | 2.5, 12 | 2,188,426             |
| 未払代行協会員報酬                               | 8       | 1,447,967             |
| 未払設立費用                                  | 2.4     | 1,335,212             |
| 未払専門家費用                                 |         | 1,049,922             |
| 未払弁護士報酬                                 |         | 1,047,470             |
| 未払管理事務代行報酬                              | 5       | 1,007,097             |
| 未払投資運用報酬                                | 6       | 719,370               |
| 未払保管報酬                                  | 7       | 289,593               |
| <b>負債合計</b>                             |         | <b>29,003,025</b>     |
| <b>純資産総額</b>                            |         | <b>17,867,785,608</b> |

---

**純資産**

|                |                |
|----------------|----------------|
| 円ヘッジなしクラスA受益証券 | 8,664          |
| 円ヘッジなしクラスB受益証券 | 14,367,066,297 |
| 円ヘッジありクラスA受益証券 | 9,379          |
| 円ヘッジありクラスB受益証券 | 3,500,701,268  |

---

---

**発行済受益証券口数**

|                |                |
|----------------|----------------|
| 円ヘッジなしクラスA受益証券 | 10,000         |
| 円ヘッジなしクラスB受益証券 | 16,744,855,008 |
| 円ヘッジありクラスA受益証券 | 10,000         |
| 円ヘッジありクラスB受益証券 | 3,751,110,000  |

---

---

**1口当たり純資産価格**

|                |        |
|----------------|--------|
| 円ヘッジなしクラスA受益証券 | 0.8664 |
| 円ヘッジなしクラスB受益証券 | 0.8580 |
| 円ヘッジありクラスA受益証券 | 0.9379 |
| 円ヘッジありクラスB受益証券 | 0.9332 |

---

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

## GIMケイマン・トラスト

|                                                 |
|-------------------------------------------------|
| 運用計算書および純資産変動計算書<br>2015年11月1日から2016年4月30日までの期間 |
|-------------------------------------------------|

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド | (日本円で表示) |
|---------------------------------|----------|

|               | 注記  | 日本円                  |
|---------------|-----|----------------------|
| <b>収益</b>     |     |                      |
| 銀行利息          |     | 34,358               |
| <b>収益合計</b>   |     | <b>34,358</b>        |
| <b>費用</b>     |     |                      |
| 管理報酬および販売管理報酬 | 4   | 61,009,406           |
| 販売報酬          | 9   | 21,793,284           |
| 代行協会員報酬       | 8   | 10,898,036           |
| 管理事務代行報酬      | 5   | 7,602,062            |
| 保管報酬          | 7   | 5,430,389            |
| 設立費用          | 2.4 | 5,220,125            |
| 印刷および公告費      |     | 2,601,302            |
| 投資運用報酬        | 6   | 2,179,812            |
| 弁護士報酬         |     | 1,188,072            |
| 専門家費用         |     | 960,575              |
| 受託報酬          | 3   | 501,050              |
| 登録費用          |     | 16,247               |
| <b>費用合計</b>   |     | <b>119,400,360</b>   |
| <b>投資純損失</b>  |     | <b>(119,366,002)</b> |

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

## GIMケイマン・トラスト

|                                                      |
|------------------------------------------------------|
| 運用計算書および純資産変動計算書（つづき）<br>2015年11月1日から2016年4月30日までの期間 |
|------------------------------------------------------|

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド | （日本円で表示） |
|---------------------------------|----------|

|                    | 注記  | 日本円             |
|--------------------|-----|-----------------|
| 投資純損失              |     | (119,366,002)   |
| 以下に係る実現純損益：        |     |                 |
| 外国為替先物予約取引         | 2.5 | 168,488,266     |
| 外国為替               | 2.3 | (7,342,883)     |
| 投資有価証券             | 2.2 | (400,080,382)   |
| 当期実現純損失            |     | (358,301,001)   |
| 以下にかかる未実現評価損益の純変動： |     |                 |
| 外国為替先物予約取引         | 2.5 | 174,140,693     |
| 外国為替               | 2.3 | (5,397,396)     |
| 投資有価証券             | 2.2 | (2,246,270,710) |
| 運用による純資産の純減少       |     | (2,435,828,414) |
| 資本の変動              |     |                 |
| 受益証券の発行            |     | 74,104,399      |
| 受益証券の買戻し           |     | (4,215,800,652) |
| 資本の変動、純額           |     | (4,141,696,253) |
| 期首現在純資産額           |     | 24,445,310,275  |
| 期末現在純資産額           |     | 17,867,785,608  |

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

## G I M ケイマン・トラスト

## 統計情報

## 日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

| 円ヘッジなし<br>クラス A 受益証券 | 円ヘッジなし<br>クラス B 受益証券 | 円ヘッジあり<br>クラス A 受益証券 | 円ヘッジあり<br>クラス B 受益証券 |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|

## 期末現在発行済受益証券口数：

|             |        |                 |        |                 |
|-------------|--------|-----------------|--------|-----------------|
| 2015年10月31日 | 10,000 | 20,291,109,938  | 10,000 | 4,753,660,000   |
| 発行口数        | -      | 78,005,070      | -      | -               |
| 買戻口数        | -      | (3,624,260,000) | -      | (1,002,550,000) |
| 2016年4月30日  | 10,000 | 16,744,855,008  | 10,000 | 3,751,110,000   |

## 期末現在純資産総額：

日本円                      日本円                      日本円                      日本円

|             |       |                |       |               |
|-------------|-------|----------------|-------|---------------|
| 2015年10月31日 | 9,830 | 19,843,393,677 | 9,685 | 4,601,897,083 |
| 2016年4月30日  | 8,664 | 14,367,066,297 | 9,379 | 3,500,701,268 |

## 期末現在1口当たり純資産価格：

日本円                      日本円                      日本円                      日本円

|             |        |        |        |        |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 2015年10月31日 | 0.9830 | 0.9779 | 0.9685 | 0.9681 |
| 2016年4月30日  | 0.8664 | 0.8580 | 0.9379 | 0.9332 |

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

## GIMケイマン・トラスト

## 財務書類に対する注記

(2016年4月30日現在)

## 日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

## 注記1．活動および目的

GIMケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2015年1月27日付信託証書により設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、2015年3月27日に運用を開始したトラストの個別のシリーズ・トラストであり、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で2015年1月27日付の信託証書および補遺信託証書に従って構成されている。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

## 受益証券クラス

- 円ヘッジなしクラスA受益証券
- 円ヘッジなしクラスB受益証券
- 円ヘッジありクラスA受益証券
- 円ヘッジありクラスB受益証券

円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に関して、各投資家による最低申込単位は、受益証券1万口であり、1万口を申込単位とする。

円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券の申込みに関してのみ、申込手数料が、ファンドに関して間接持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されることがある。

円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券については申込手数料はない。

円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券の買戻しは、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた条件付後払申込手数料の対象となる場合がある。

## 投資目的および方針

ファンドは、その資産のすべてまたはほぼすべてを投資先ファンドに投資し、投資および取引活動はすべて投資先ファンドを通じて行われる。投資先ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて2014年12月22日付で設立されたケイマン諸島の有限責任免除会社である。

ファンドの投資目的は、信託財産の長期的な成長を図ることである。この投資目的は、投資先ファンドに、集中的および／もしくは多大なリスクならびに／または非常に変動性の高い収益をもたらす可能性がある。投資先ファンドは、価格の変動性が低く、かつ、伝統的な株式市場や債券市場による運用成果との連動性が低い収益の獲得を目指す。

ファンドは、円ヘッジありクラスA受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券が、米ドル建ての投資先ファンドのシリーズA投資証券へのファンドの投資および他の米ドル建て投資対象へのファンドの投資により保有する、日本円に対する米ドルが持つ為替リスクをヘッジする為替ヘッジ戦略に従う。

---

## 注記2．重要な会計方針

---

### 2.1 - 財務書類の表示

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

### 2.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている株式等のエクイティ性商品は、関連する評価日における直近の入手可能な始値または終値か、または当該日に取引が行われなかった場合は関係評価日時点で入手可能な最終買呼値（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される。）で評価され、特定のエクイティ性商品につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該エクイティ性商品の価格は、当該エクイティ性商品の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該エクイティ性商品に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合による。）において入手可能な直近の始値または終値となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でないエクイティ性商品は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該エクイティ性商品の総額を考慮する。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。
- (c) 証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所で値付けされている債券または負債性証券は、管理事務代行会社が選任する信用ある評価情報提供源または評価情報提供会社により提供される、関連する評価日における直近の入手可能な買呼値で評価される。
- (d) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認され

るその他の適格な者により必要と判断される時点に、年1回以上、慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。

- (e) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となる。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価される。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資対象の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額の価額かを問わない。）は、関連する計算日におけるルクセンブルグ時間午前10時時点のトムソン・ロイターの直物為替相場を用いて日本円相当額に換金される。
- (h) 残存期間が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは満期の61日前における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価される
- (i) ファンドが保有する外国投資証券は、適用ある決定日の直前の、投資先ファンドにより入手可能な、外国投資証券1口当たり純資産価格により評価される。

## 2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、期末における為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算に係る未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

## 2.4 設立費用

設立費用は、定額法で4年にわたり償却される。

## 2.5 外国為替先物予約取引

外国為替先物予約取引は、満期日までの残存期間について純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

外国為替先物予約取引から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

---

## 注記3．受託報酬

---

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースで毎年前払いされる年額10,000米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替費用および設立費用を加算して、当該会計年度の最終ファンド営業日から30ファンド営業日以内に受領する権利を有する。

---

#### 注記４．管理報酬および販売管理報酬

---

管理会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.08%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

管理会社はまた、ファンドの資産から、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に帰属するファンドの純資産総額の年率0.48%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

---

#### 注記５．管理事務代行報酬

---

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.07%の管理事務代行報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、管理事務代行会社は、年間最低報酬12,500ユーロを受領する権利を有する。

---

#### 注記６．投資運用報酬

---

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.02%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

---

#### 注記７．保管報酬

---

保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.05%の保管報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、保管会社は、年間最低報酬3,000ユーロを受領する権利を有する。

---

#### 注記８．代行協会員報酬

---

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

---

#### 注記９．販売報酬

---

販売会社は、円ヘッジなしクラスA受益証券および円ヘッジありクラスA受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.45%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

販売会社は、円ヘッジなしクラスB受益証券および円ヘッジありクラスB受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.20%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

---

#### 注記10．税金

---

##### 10.1 - ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

## 10.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

---

### 注記11．支払分配金

---

2016年4月30日に終了した期間中に支払われた分配金はなかった。

---

### 注記12．外国為替先物予約取引

---

2016年4月30日現在、以下の外国為替先物予約取引が未決済であった。

## 12.1 ポートフォリオ運用をカバーするための外国為替先物予約取引

| 通貨                                      | 売り        | 通貨  | 買い          | 満期日           | 未実現評価益    |
|-----------------------------------------|-----------|-----|-------------|---------------|-----------|
|                                         |           |     |             |               | 日本円       |
| 米ドル                                     | 1,920,810 | 日本円 | 213,554,355 | 2016年 5 月 9 日 | 5,380,191 |
| ポートフォリオ運用をカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現評価益合計 |           |     |             |               | 5,380,191 |

## 12.2 円ヘッジありクラスA 受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引

| 通貨                                                       | 売り | 通貨  | 買い    | 満期日          | 未実現評価益 |
|----------------------------------------------------------|----|-----|-------|--------------|--------|
|                                                          |    |     |       |              | 日本円    |
| 米ドル                                                      | 82 | 日本円 | 9,315 | 2016年 6 月15日 | 437    |
| 円ヘッジありクラスA 受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現評価益合計 |    |     |       |              | 437    |

## 12.3 円ヘッジありクラスB 受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引

| 通貨                                                        | 売り         | 通貨  | 買い            | 満期日          | 未実現評価益 / (評価損) |
|-----------------------------------------------------------|------------|-----|---------------|--------------|----------------|
|                                                           |            |     |               |              | 日本円            |
| 米ドル                                                       | 32,125,000 | 日本円 | 3,649,566,054 | 2016年 6 月15日 | 171,363,791    |
| 日本円                                                       | 72,263,426 | 米ドル | 670,000       | 2016年 6 月15日 | 278,068        |
| 日本円                                                       | 82,850,237 | 米ドル | 745,000       | 2016年 6 月15日 | (2,188,426)    |
| 円ヘッジありクラスB 受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための外国為替先物予約取引に係る未実現純評価益合計 |            |     |               |              | 169,453,433    |
| 外国為替先物予約取引に係る未実現純評価益合計                                    |            |     |               |              | 174,834,061    |

## 注記13．為替レート

2016年 4 月30日時点で使用された日本円に対する為替レートは、以下のとおりである。

| 通貨  | 為替レート    |
|-----|----------|
| 米ドル | 108.4050 |

## 注記14．後発事象

期末より後に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社の判断する重要な事象はなかった。

## （２）投資有価証券明細表等

## GIMケイマン・トラスト

|                           |
|---------------------------|
| 投資有価証券明細表<br>2016年４月30日現在 |
|---------------------------|

## 日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（日本円で表示）

| 数量                            | 銘柄                                  | 通貨  | 取得原価           | 時価             | 比率＊   |
|-------------------------------|-------------------------------------|-----|----------------|----------------|-------|
| 公認の証券取引所に上場されているオープン・エンド型投資信託 |                                     |     | 日本円            | 日本円            | %     |
| 170,382                       | HFS ALTERNATIVE INVESTMT STRAT FD A | 米ドル | 20,397,066,300 | 17,688,239,638 | 99.00 |
| オープン・エンド型投資信託合計               |                                     |     | 20,397,066,300 | 17,688,239,638 | 99.00 |
| 投資有価証券合計                      |                                     |     | 20,397,066,300 | 17,688,239,638 | 99.00 |

添付の注記は本財務書類と不可分なものである。

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

## GIMケイマン・トラスト

|                           |
|---------------------------|
| 投資有価証券分類表<br>2016年4月30日現在 |
|---------------------------|

## 日興オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド

|                   |
|-------------------|
| 投資有価証券の国別および業種別分類 |
|-------------------|

| 国名       | 業種                   | 比率（％）＊ |
|----------|----------------------|--------|
| ケイマン諸島   |                      |        |
|          | トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体 | 99.00  |
|          |                      | 99.00  |
| 投資有価証券合計 |                      | 99.00  |

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

#### 4 管理会社の概況

##### （１）資本金の額

平成28年5月末日現在、管理会社の資本金の額は350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。

管理会社の授権株式総数は350万株であり、発行済株式の総数は350万株です。

##### （２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用および管理、ならびに受益証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、平成28年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

| 国別（設立国） | 種類別（基本的性格） | 本数 | 純資産額の合計  |
|---------|------------|----|----------|
| ケイマン諸島  | 契約型投資信託    | 4  | 約1,968億円 |

##### （３）その他

本書提出前6か月以内において、管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limited（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第131条第5項本文を適用し、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に準じて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、あらた監査法人は平成27年7月1日付をもって、名称をPwCあらた監査法人に変更しております。

[次へ](#)

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

|           |      | 第4期<br>（平成26年12月31日） |             |            | 第5期<br>（平成27年12月31日） |             |            |
|-----------|------|----------------------|-------------|------------|----------------------|-------------|------------|
| 資 産 の 部   |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 区 分       | 注記番号 | 内 訳<br>（千円）          | 金 額<br>（千円） | 構成比<br>（％） | 内 訳<br>（千円）          | 金 額<br>（千円） | 構成比<br>（％） |
| 流動資産      |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 現金及び預金    |      |                      | 105,317     |            |                      | 111,327     |            |
| 前払費用      |      |                      | 854,633     |            |                      | 1,349,629   |            |
| 未収収益      |      |                      | 233,737     |            |                      | 590,928     |            |
| 流動資産計     |      |                      | 1,193,688   | 28.3       |                      | 2,051,885   | 31.5       |
| 固定資産      |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 投資その他の資産  |      |                      | 3,019,841   |            |                      | 4,470,878   |            |
| 長期前払費用    |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 固定資産計     |      |                      | 3,019,841   | 71.7       |                      | 4,470,878   | 68.5       |
| 資産合計      |      |                      | 4,213,529   | 100.0      |                      | 6,522,764   | 100.0      |
| 負 債 の 部   |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 区 分       | 注記番号 | 内 訳                  | 金 額         | 構成比<br>（％） | 内 訳                  | 金 額         | 構成比<br>（％） |
| 流動負債      |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 未払費用      |      |                      | 2,554       |            |                      | 2,655       |            |
| 未払金       |      |                      | 266,143     |            |                      | 173,788     |            |
| 関係会社短期借入金 |      |                      | 3,685,000   |            |                      | 5,794,000   |            |
| 流動負債計     |      |                      | 3,953,697   | 93.9       |                      | 5,970,443   | 91.5       |
| 負債合計      |      |                      | 3,953,697   | 93.9       |                      | 5,970,443   | 91.5       |
| 純 資 産 の 部 |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 株主資本      |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 資本金       |      |                      | 3,500       | 0.1        |                      | 3,500       | 0.1        |
| 資本剰余金     |      |                      | 56,500      | 1.3        |                      | 56,500      | 0.9        |
| その他資本剰余金  |      | 56,500               |             |            | 56,500               |             |            |
| 利益剰余金     |      |                      | 199,832     | 4.7        |                      | 492,320     | 7.5        |
| その他利益剰余金  |      |                      |             |            |                      |             |            |
| 繰越利益剰余金   |      | 199,832              |             |            | 492,320              |             |            |
| 株主資本計     |      |                      | 259,832     | 6.1        |                      | 552,320     | 8.5        |
| 純資産合計     |      |                      | 259,832     | 6.1        |                      | 552,320     | 8.5        |
| 負債・純資産合計  |      |                      | 4,213,529   | 100.0      |                      | 6,522,764   | 100.0      |

## ( 2 ) 損益の状況

| 区 分         | 注記番号 | 第4期<br>(自平成26年1月1日<br>至平成26年12月31日) |         |       | 第5期<br>(自平成27年1月1日<br>至平成27年12月31日) |           |       |
|-------------|------|-------------------------------------|---------|-------|-------------------------------------|-----------|-------|
|             |      | 内 訳                                 | 金 額     | 百分比   | 内 訳                                 | 金 額       | 百分比   |
|             |      | (千円)                                | (千円)    | (%)   | (千円)                                | (千円)      | (%)   |
| 営業収益        |      |                                     |         |       |                                     |           |       |
| 管理者報酬       |      |                                     | 615,530 |       |                                     | 1,622,423 |       |
| 受入手数料       |      |                                     | 205,918 |       |                                     | 768,964   |       |
| 営業収益計       |      |                                     | 821,448 | 100.0 |                                     | 2,391,387 | 100.0 |
| 営業費用        |      |                                     |         |       |                                     |           |       |
| 支払手数料       |      |                                     | 642,855 |       |                                     | 1,945,060 |       |
| 一般管理費       |      |                                     |         |       |                                     |           |       |
| 専門家報酬       |      |                                     | 6,199   |       |                                     | 6,009     |       |
| 関係会社等配賦経費   |      |                                     | 8,874   |       |                                     | 10,661    |       |
| 諸経費         |      |                                     | 1,577   |       |                                     | 1,351     |       |
| 営業費用・一般管理費計 |      |                                     | 659,507 | 80.3  |                                     | 1,963,082 | 82.1  |
| 営業利益        |      |                                     | 161,941 | 19.7  |                                     | 428,305   | 17.9  |
| 営業外収益       |      |                                     |         |       |                                     |           |       |
| 為替差益        |      |                                     | 388     |       |                                     | 6         |       |
| 営業外収益計      |      |                                     | 388     | 0.0   |                                     | 6         | 0.0   |
| 営業外費用       |      |                                     |         |       |                                     |           |       |
| 支払利息        |      |                                     | 9,276   |       |                                     | 25,823    |       |
| 営業外費用計      |      |                                     | 9,276   | 1.1   |                                     | 25,823    | 1.1   |
| 経常利益        |      |                                     | 153,053 | 18.6  |                                     | 402,488   | 16.8  |
| 税引前当期純利益    |      |                                     | 153,053 | 18.6  |                                     | 402,488   | 16.8  |
| 当期純利益       |      |                                     | 153,053 | 18.6  |                                     | 402,488   | 16.8  |

## ( 3 ) 株主資本等変動計算書

第4期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

(単位:千円)

|         | 株主資本  |              |                             |            | 純資産合計   |
|---------|-------|--------------|-----------------------------|------------|---------|
|         | 資本金   | 資本剰余金        | 利益剰余金                       | 株主資本<br>合計 |         |
|         |       | その他資本<br>剰余金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |            |         |
| 当期首残高   | 3,500 | 56,500       | 126,778                     | 186,778    | 186,778 |
| 当期変動額   |       |              |                             |            |         |
| 剰余金の配当  |       |              | △80,000                     | △80,000    | △80,000 |
| 当期純利益   |       |              | 153,053                     | 153,053    | 153,053 |
| 当期変動額合計 |       |              | 73,053                      | 73,053     | 73,053  |
| 当期末残高   | 3,500 | 56,500       | 199,832                     | 259,832    | 259,832 |

第5期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

(単位:千円)

|         | 株主資本  |              |                             |            | 純資産合計    |
|---------|-------|--------------|-----------------------------|------------|----------|
|         | 資本金   | 資本剰余金        | 利益剰余金                       | 株主資本<br>合計 |          |
|         |       | その他資本<br>剰余金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |            |          |
| 当期首残高   | 3,500 | 56,500       | 199,832                     | 259,832    | 259,832  |
| 当期変動額   |       |              |                             |            |          |
| 剰余金の配当  |       |              | △110,000                    | △110,000   | △110,000 |
| 当期純利益   |       |              | 402,488                     | 402,488    | 402,488  |
| 当期変動額合計 |       |              | 292,488                     | 292,488    | 292,488  |
| 当期末残高   | 3,500 | 56,500       | 492,320                     | 552,320    | 552,320  |

## 重要な会計方針

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 投資その他の資産

##### 長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間は各ファンドにより5年から10年であります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

## 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

(損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

|            | 第4期<br>(自 平成26年1月1日<br>至 平成26年12月31日) | 第5期<br>(自 平成27年1月1日<br>至 平成27年12月31日) |
|------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 関係会社への支払利息 | 9,276 千円                              | 25,823 千円                             |

## （株主資本等変動計算書関係）

第4期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 3,500,000         | -                 | -                 | 3,500,000        |
| 合計    | 3,500,000         | -                 | -                 | 3,500,000        |

## 2.配当に関する事項

## 配当金支払額

| （決議）       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たりの<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|------------|-------|----------------|---------------|-------------|------------|
| 平成26年3月14日 | 普通株式  | 80,000         | 22円85銭        | 平成25年12月31日 | 平成26年3月31日 |

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

## 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 |                   |                   |                   |                  |
| 普通株式  | 3,500,000         | -                 | -                 | 3,500,000        |
| 合計    | 3,500,000         | -                 | -                 | 3,500,000        |

## 2.配当に関する事項

## 配当金支払額

| （決議）       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たりの<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|------------|-------|----------------|---------------|-------------|------------|
| 平成27年3月30日 | 普通株式  | 110,000        | 31円42銭        | 平成26年12月31日 | 平成27年3月31日 |

## (金融商品関係)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## ① 金融商品に対する取組方針

当社は、営業費用等の支払を行うため、親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から短期借入を行っております。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は管理事務代行会社／保管会社により分別管理されている信託財産から回収され、支払期日も3ヶ月以内であるため、信用リスクは極めて低いと認識しております。

営業債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払い期日であります。

短期借入金は、3ヶ月の支払期日であり、金利の変動リスクは僅少です。営業活動から得られるキャッシュ・フローを月次で管理し、所定の方法により計算した余資を3ヶ月ごとに返済に充てております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第4期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

|               | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|---------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金    | 105,317   | 105,317   | -  |
| (2) 未収収益      | 233,737   | 233,737   | -  |
| 資産計           | 339,055   | 339,055   | -  |
| (1) 関係会社短期借入金 | 3,685,000 | 3,685,000 | -  |
| (2) 未払金       | 266,143   | 266,143   | -  |
| (3) 未払費用      | 2,554     | 2,554     | -  |
| 負債計           | 3,953,697 | 3,953,697 | -  |

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

|               | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|---------------|-----------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金    | 111,327   | 111,327   | -  |
| (2) 未収収益      | 590,928   | 590,928   | -  |
| 資産計           | 702,255   | 702,255   | -  |
| (1) 関係会社短期借入金 | 5,794,000 | 5,794,000 | -  |
| (2) 未払金       | 173,788   | 173,788   | -  |
| (3) 未払費用      | 2,655     | 2,655     | -  |
| 負債計           | 5,970,443 | 5,970,443 | -  |

(注)1. 金融商品の時価算定方法

## 資産

## (1)現金及び預金、(2)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)関係会社短期借入金、(2)未払金、(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第4期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 105,317 | -           | -            | -    |
| 未収収益   | 233,737 | -           | -            | -    |
| 合計     | 339,055 | -           | -            | -    |

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 111,327 | -           | -            | -    |
| 未収収益   | 590,928 | -           | -            | -    |
| 合計     | 702,255 | -           | -            | -    |

## (4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

第4期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

|           | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|-----------|-------------|--------------|------|
| 関係会社短期借入金 | 3,685,000 | -           | -            | -    |
| 合計        | 3,685,000 | -           | -            | -    |

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

|           | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|-----------|-------------|--------------|------|
| 関係会社短期借入金 | 5,794,000 | -           | -            | -    |
| 合計        | 5,794,000 | -           | -            | -    |

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

当社は資産運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第4期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 〈関連当事者情報〉

第4期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                        | 所 在 地       | 資本金<br>又は出<br>資 金 | 事 業 の 内 容   | 議決権等<br>の 所 有<br>(被所有) 割 合 | 関 連 当<br>事 者 と の 係 関      | 取 引 の 内 容    | 取 引 金 額<br>(千 円 ) | 科 目       | 期 末<br>残 高<br>(千 円 ) |
|-----|------------------------------------|-------------|-------------------|-------------|----------------------------|---------------------------|--------------|-------------------|-----------|----------------------|
| 親会社 | JPモルガン・<br>アセット・<br>マネジメント<br>株式会社 | 東京都<br>千代田区 | 2,218<br>百万円      | 金融商品<br>取引業 | (被所有)<br>直接100%            | 資金の貸<br>借等及<br>び役員の<br>兼任 | 資金の借入<br>(注) | 12,359,000        | 関係会社短期借入金 | 3,685,000            |
|     |                                    |             |                   |             |                            |                           | 資金の返済        | 9,717,000         |           |                      |
|     |                                    |             |                   |             |                            |                           | 支払利息         | 9,276             | 未払費用      | 48                   |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社

| 種 類 | 会 社 等 の 名 称                        | 所 在 地       | 資本金<br>又は出<br>資 金 | 事 業 の 内 容   | 議決権等<br>の 所 有<br>(被所有) 割 合 | 関 連 当<br>事 者 と の 係 関      | 取 引 の 内 容    | 取 引 金 額<br>(千 円 ) | 科 目       | 期 末<br>残 高<br>(千 円 ) |
|-----|------------------------------------|-------------|-------------------|-------------|----------------------------|---------------------------|--------------|-------------------|-----------|----------------------|
| 親会社 | JPモルガン・<br>アセット・<br>マネジメント<br>株式会社 | 東京都<br>千代田区 | 2,218<br>百万円      | 金融商品<br>取引業 | (被所有)<br>直接100%            | 資金の貸<br>借等及<br>び役員の<br>兼任 | 資金の借入<br>(注) | 25,112,000        | 関係会社短期借入金 | 5,794,000            |
|     |                                    |             |                   |             |                            |                           | 資金の返済        | 23,003,000        |           |                      |
|     |                                    |             |                   |             |                            |                           | 支払利息         | 25,823            | 未払費用      | 149                  |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

## （1株当たり情報）

|            | 第4期<br>自平成26年1月1日<br>至平成26年12月31日 | 第5期<br>自平成27年1月1日<br>至平成27年12月31日 |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1株当たり純資産額  | 74円23銭                            | 157円80銭                           |
| 1株当たり当期純利益 | 43円72銭                            | 114円99銭                           |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

## 1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

|              | 第4期<br>自平成26年1月1日<br>至平成26年12月31日 | 第5期<br>自平成27年1月1日<br>至平成27年12月31日 |
|--------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 153,053千円                         | 402,488千円                         |
| 普通株主に帰属しない金額 | -                                 | -                                 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 153,053千円                         | 402,488千円                         |
| 普通株式の期中平均株式数 | 3,500,000株                        | 3,500,000株                        |

[次へ](#)

## ( 2 ) その他の訂正

下線の部分は訂正箇所を示します。

## 表紙

< 訂正前 >

( 前略 )

代表者の役職氏名

取締役 サイモン・エフ・ウォールス

( Simon F. Walls, Director )

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

代表者の役職氏名

取締役 高橋 尚久

( 後略 )

## 第二部 ファンド情報

## 第 1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## ( 3 ) ファンドの仕組み

管理会社の概況

( ) 大株主の状況

< 訂正前 >

( 平成28年 2 月末日現在 )

| 名称                         | 住所                            | 所有株式数      | 比率   |
|----------------------------|-------------------------------|------------|------|
| JPモルガン・アセット・<br>マネジメント株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号<br>東京ビルディング | 3,500,000株 | 100% |

< 訂正後 >

( 平成28年 5 月末日現在 )

| 名称                         | 住所                            | 所有株式数      | 比率   |
|----------------------------|-------------------------------|------------|------|
| JPモルガン・アセット・<br>マネジメント株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号<br>東京ビルディング | 3,500,000株 | 100% |

### 3 投資リスク

#### リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

（前略）

- 投資方針、投資対象、投資制限等の遵守状況のチェック

上記の管理体制は平成28年 2 月末日現在のものであり、随時変更されます。

< 訂正後 >

（前略）

- 投資方針、投資対象、投資制限等の遵守状況のチェック

上記の管理体制は平成28年 5 月末日現在のものであり、随時変更されます。

### 4 手数料等及び税金

#### （５）課税上の取扱い

< 訂正前 >

日本

平成28年 3 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（中略）

米国連邦所得税法

以下は、ファンドおよび米国人以外の受益者（以下「非米国人受益者」といいます。）に関係する一定の米国連邦所得税法の概要ですが、受益証券の購入判断において関連し得る税務上の潜在的検討事項を網羅した完全な分析またはリストを意図するものではありません。本項（課税上の取扱い）における米国人とは、別紙（定義）において定義されたとおり、コード第7701条(a)項(30)で定義される者をいいます。非米国人とは、米国人以外のあらゆる者をいいます。本概要は、本書に記載されるファンドの運用、および英文目論見書の日付現在有効な米国の税法（いつでも変更される可能性があり、かつかかる変更は遡及的である場合があります。）に基づいています。このため、ファンドまたは受益者に対する税効果が、今後も本書に記載されるとおり継続することについて、ファンドは投資者となる予定の者に対して保証することができません。本概要は、本件の募集に関連して受益証券を購入し、受益証券を資本資産として保有する受益者に対してのみ適用され、米国連邦所得税法に基づく特例を受ける受益者（ファンドの議決権の10%以上を所有する保険会社、金融機関、ブローカー・ディーラーまたは受益者等）は対象としていません。以下の記載において、米国の州税、地方税、財産税もしくは贈与税法または米国以外の税法の効果については、一般に対象としていません。投資者となる予定の者は、米国の連邦、州および地方の税法ならびに適用ある米国以外の法律の規定に基づく各自の税務上の立場について、受益証券を申込む前に、各々の税務アドバイザーに相談すべきです。

本書における米国連邦税の問題に関する記載はいずれも、ファンドが行う受益証券の販売促進およびマーケティングに関連して書かれたものです。かかる記載は、いずれかの者に対する法的または税務アドバイスとなることを意図してまたは法的または税務アドバイスとなるよう記載されたものではなく、いずれかの者に課せられ得る米国連邦税の罰則を回避する目的で、その者が使用することを意図してもしくはその者に使用されるために記載されておらず、かつ使用することはできません。投資者となる予定の者は、各自の固有の状況に基づいて、独立した税務アドバイザーからの助言を求めるべきです。

米国連邦所得税において、ファンドは会社に分類されます。ファンドは一般的に、ファンドが投資および取引活動によって実現した収益または利益について米国で課税されません。ただし、かかる収益または利益が実質的に関連するとされる米国での取引または事業に、ファンドが従事しているとみなされないこ

とを条件とします。コードに基づく「セーフハーバー」に従い、以下のすべての条件を満たす場合、ファンドは米国での取引または事業に従事しているものとはみなされません。

- ( ) ファンドが、株式もしくは有価証券のディーラーであるとみなされないか、または顧客とのデリバティブ取引におけるポジションの締結、引受け、相殺、譲渡もしくはその他の方法による解約を提供しているとみなされないこと。
- ( ) ファンドの米国での事業活動が、自己勘定での株式、有価証券、商品およびデリバティブ取引商品の取引のみで構成されていること。
- ( ) ファンドの投資先が、米国連邦所得税においてパートナーシップとして取り扱われる法主体である場合に、当該投資先が米国での取引または事業に従事しているとみなされないこと。

ファンドは、かかる要件を充足するような方法で運用を行うよう努めます。ファンドがこのようにすることに失敗した場合、米国での取引または事業に従事しているとみなされることがあり、このような場合、ファンド（受益者ではありません。）は米国連邦所得税申告書を提出し、かかる収益および利益に実質的に関連するファンドの投資および取引活動を通じて実現された収益および利益に対する税金を、米国の法人税率を全面的に適用して支払うよう要求されます。また、ファンドは配当に相当する金額について、税率30%の支店収益税を追加で課税されます。

ファンドが仮に、米国での取引もしくは事業に従事していない、または従事しているとみなされていないとしても、以下の総額に対して税率30%の源泉徴収税が課せられます。

- ( ) ポートフォリオ利息の課税免除または利用可能な源泉徴収税免除の対象とならない、米国を源泉とする利息収益。
- ( ) 米国を源泉とする配当収益。
- ( ) 米国を源泉とする確定利付きもしくは確定性の年次または定期的な所得、利益または収益。

外国口座税務コンプライアンス法（以下「**米国FATCA**」といい、（a）関連法律、規則もしくは指針、またはいずれかの法域で制定される、類似の税務報告および／もしくは源泉徴収税の導入を目指す類似の法律、規則もしくは指針、（b）かかる法律、規則または指針の遵守、促進、補足または実施を目的としてケイマン諸島（またはケイマン諸島の政府機関）と米国、英国またはその他の法域（当該法域の政府機関を含みます。）との間で締結される政府間協定、条約、規則、指針またはその他契約ならびに（c）かかる事項を実行するためのケイマン諸島の法律、規則または指針をあわせて、以下「**FATCA**」といいます。）により、以下について税率30%の源泉所得税が課されます。

- ( ) 米国を源泉とする利息、配当およびその他の特定の収益。
- ( ) 外国の金融機関が受領する、上記の収益を生じる資産の売却または処分による手取金の総額。ただしかかる外国の金融機関（ファンドを含みます。）が、内国歳入庁（以下「**IRS**」といいます。）と、当該金融機関の特定の口座（ファンドの受益証券を含みます。）の直接および間接的所有者の身元に関する一定の情報を提供する旨の契約を締結している場合は除きます。さらに米国FATCAは、要請された情報の提供を行わない非米国人受益者に対する「外国パススルー支払い」に対して、ファンドに源泉徴収税を要求する可能性があります。

米国および複数の他の法域が、米国FATCAの実施を促進するための政府間協定（以下「**IGA**」といいます。）について交渉する意図を表明しました。米国が公開した米国FATCAおよび「モデル1」IGAに従い、IGAに調印した国の外国金融機関は「**報告FI**」（下記「**ケイマン諸島およびFATCA**」をご参照下さい。以下同じです。）として取り扱われ、当該外国金融機関が受領する支払いについては、米国FATCAに基づく源泉徴収の対象にならないことがあります。さらに、モデル1 IGA法域の外国金融機関は一般的に、当該金融機関が行う支払いについて、米国FATCAまたはIGA（またはIGAの実施を定めるいずれかの法律）に基づく源泉徴収を行うよう要求されません。とはいえ、報告FIは、その口座保有者および投資者に関する一定の情報を、自国の政府に報告するよう義務付けられます。米国およびケイマン諸島は、モデル1 IGAに

概ね基づいた協定（以下「US-Cayman IGA」といいます。）を締結しました（下記「ケイマン諸島およびFATCA」をご参照下さい。）。

ファンドは、US-Cayman IGAに従い報告FIとして取り扱われるものと予想しており、ファンドが行う支払いに対して米国FATCAに関連する源泉徴収の実施を義務付けられるとは考えていません。しかし、ファンドが報告FIとして取り扱われるという、または将来においてファンドが行う支払いから米国FATCAに関連する税額の控除を義務付けられないという保証はありません。源泉徴収された米国税は、IRSより還付されないことがあります。この分野は複雑であるため、源泉徴収ルールの適用、ならびに米国FATCA規則およびUS-Cayman IGAで定められたファンドへの提供および開示が義務付けられ得る情報について、投資者となる予定の者は、各自のアドバイザーに相談すべきです。また、投資者は、各自の税務アドバイザー、および受益証券を保有することになる保管者が米国FATCAを遵守する意図があるかどうかについて、これらの者に確認することが推奨されます。源泉徴収ルールの適用、ならびに米国FATCAに従い開示および報告が義務付けられる情報は、変更される可能性があります。

非米国人受益者が、資本資産として保有していた受益証券の売却、交換または完全な買戻しによって実現した利益は一般的に、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。ただしかかる利益が、当該非米国人受益者が米国で行う取引または事業と実質的に関連していないことを条件とします。しかし、非居住外国人個人については、（ ）かかる個人が課税対象年度期間中に183暦日以上米国内に滞在していた、または別途に米国との実質的関係をもった場合、かつ（ ）かかる利益が米国を源泉として発生している場合、当該利益はすべて、30%の源泉徴収税（またはこれより低率の租税条約による税率）を課税されます。

一般的に、受益証券の売却、交換または完全な買戻しによる利益の源泉は、受益者の居住地によって決定されます。利益の源泉を決定する目的上、居住の定義は、本来米国に関し非居住の外国人である個人が利益の源泉を確定する目的においてのみ米国居住者として取り扱われることになる方法でなされます。課税対象年度中183暦日以上米国に滞在するか、別途に米国との実質的関係を持つことが予想される、受益者となる予定の個人は、本ルールの適用の可能性、およびかかる滞在が当該個人の米国税務上の非居住者としての立場に対して与える影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談すべきです。

#### \_\_ ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

（後略）

#### < 訂正後 >

日本

平成28年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（中略）

米国連邦所得税法

以下は、ファンドおよび米国人以外の受益者（以下「**非米国人受益者**」といいます。）に関係する一定の米国連邦所得税法の概要ですが、受益証券の購入判断において関連し得る税務上の潜在的検討事項を網羅した完全な分析またはリストを意図するものではありません。本項（課税上の取扱い）から の目的における、また別紙（定義）において定義される米国人とは、コード第7701条(a)項(30)で定義される者をいいます。非米国人とは、米国連邦所得税の目的におけるパートナーシップまたは米国人以外のあらゆる者をいいます。本概要は、本書に記載されるファンドの運用、および英文目論見書の日付現在有効な米国の税法（いつでも変更される可能性があり、かつかかる変更は遡及的である場合があります。）に基づいています。このため、ファンドまたは受益者に対する税効果が、今後も本書に記載されるとおり継続することについて、ファンドは投資者となる予定の者に対して保証することができません。本概要は、本件の募集に関連して受益証券を購入し、受益証券を資本資産として保有する受益者に対してのみ適用され、

米国連邦所得税法に基づく特例を受ける受益者（ファンドの議決権の10%以上を所有する保険会社、一部の金融機関、ブローカー・ディーラー、パススルー事業体を通じて保有される受益証券の保有者または受益者等）は対象としていません。以下の記載において、受益証券の所有に関する米国の州税、地方税、財産税もしくは贈与税法または米国以外の税法の効果については、一般に対象としていません。投資者となる予定の者は、受益証券の所有に関する米国の連邦税、州税および地方税ならびに米国以外の税の効果について、各々の税務アドバイザーに相談すべきです。

#### ファンドに関する米国の課税

米国連邦所得税において、ファンドは会社として取り扱われます。ファンドは一般的に、ファンドが投資および取引活動によって実現した収益または利益について米国で課税されません。ただし、かかる収益または利益が実質的に関連するとされる米国での取引または事業に、ファンドが従事しているとみなされないことを条件とします。コードに基づく「セーフハーバー」に従い、以下のすべての条件を満たす場合、ファンドは米国での取引または事業に従事しているものとはみなされません。

- （ ）ファンドが、株式もしくは有価証券のディーラーであるとみなされず、かつ顧客とのデリバティブ取引におけるポジションの締結、引受け、相殺、譲渡もしくはその他の方法による解約を継続的に提供していないこと。
- （ ）ファンドの米国での活動が、自己勘定での株式、有価証券、商品およびデリバティブ取引商品の取引のみで構成されていること。
- （ ）ファンドが株式等のエクイティ出資をしている法主体が、米国連邦所得税の目的においてパートナーシップとして取り扱われる法主体である場合に、当該法主体が米国での取引または事業に従事しているとみなされないこと。

ファンドは、かかる要件を充足するような方法で運用を行うよう努めます。ファンドが米国での取引または事業に従事しているとみなされる場合、ファンド（受益者ではありません。）は米国連邦所得税申告書を提出し、かかる収益および利益に実質的に関連するファンドの投資および取引活動を通じて実現された収益および利益に対する税金を、米国の法人税率を全面的に適用して支払うよう要求されます。また、ファンドは、米国連邦所得税の課税原則に基づいて決定されるとおり、配当に相当する金額について、税率30%の支店収益税を追加で課税されます。

ファンドが仮に、米国での取引もしくは事業に従事していない、または従事しているとみなされていないとしても、以下の総額に対して税率30%の源泉徴収税が課せられます。

- （ ）米国源泉徴収税からのポートフォリオ利息の課税免除の対象とならない、米国を源泉とする利息収益。
- （ ）米国を源泉とする配当収益。
- （ ）米国を源泉とする確定利付きもしくは確定性の年次または定期的な所得、利益または収益。

#### 受益証券の売却その他の処分

非米国人受益者が、受益証券の売却、交換または完全な買戻しによって実現した利益は一般的に、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。ただし、（ ）かかる利益が、当該非米国人受益者が米国で行う取引または事業と実質的に関連していない、かつ（ ）個人の場合は、かかる個人が売却、交換または買戻しの課税対象年度中に183暦日以上米国内に滞在しておらず、また別途に米国との実質的関係をもっていないことを条件とします。課税対象年度中183暦日以上米国に滞在するか、別途に米国との実質的関係を持つことが予想される、受益者となる予定の個人は、受益証券の取得、所有または処分に関する米国の連邦税、州税および地方税の効果について、自身の税務アドバイザーに相談すべきです。

外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）として一般に知られているコードの規定により、以下の対象に税率30%の源泉所得税が課されます。

（ ）非米国の金融機関（ファンドを含みます。）。ただし、かかる外国の金融機関が、米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）と、当該金融機関の特定の口座（受益証券を含みます。）の直接および間接的所有者の身元に関する一定の情報を提供する旨の契約を締結している場合は除きます。

（ ）受益者が米国人であることを判断するための十分な情報を提供しないか、または関係ある金融機関の「米国民口座」の保有者として扱われている非米国人受益者（FATCAから免除される者を除く。）（以下「非協力的保有者」といいます。）

米国および複数の他の法域が、FATCAの実施を促進するための政府間協定（以下「IGA」といいます。）を締結しました。米国が発表したFATCAおよび「モデル1」IGAに従い、IGAに調印した国の外国金融機関は「報告FI」として取り扱われ、当該外国金融機関が受領する支払いについては、FATCAに基づく源泉徴収の対象にならないことがあります。さらに、IGA法域の外国金融機関は一般的に、当該金融機関が行う支払いについて、FATCAまたはIGA（またはIGAの実施を定めるいずれかの法律）に基づく源泉徴収を行うよう要求されません。とはいえ、報告FIは、その口座保有者および投資者に関する一定の情報を、自国の政府に報告するよう義務付けられます。米国およびケイマン諸島は、モデル1 IGAに概ね基づいた協定（以下「US-Cayman IGA」といいます。）を締結しました（後記「ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」をご参照ください。）。

ファンドは、US-Cayman IGAに従い報告FIとして取り扱われるものと予想しており、ファンドが行う支払いに対してFATCAに関連する源泉徴収の実施を義務付けられるとは考えていません。しかし、ファンドが報告FIとして取り扱われるという、または将来においてファンドが行う支払いからFATCAに関連する税額の控除を義務付けられないという保証はありません。

各受益者は、適用されるFATCAの規定に従ってファンド、投資運用会社または他の者が「米国民口座」（この用語はFATCAの目的のために定義されたものです。）に関する情報を報告するのを妨げる米国以外の法律の適用を放棄しなければならず、また、FATCAにより企図された情報の報告を実行するために必要な場合には同様の放棄をその直接および間接的所有者から取得しなければなりません。

FATCAは、特に複雑なものであり、その適用については現在不明確です。上記の記載は、部分的に法規制、公式のガイダンスおよびモデルIGAに基づいており、これらすべてについて変更される可能性または大きく異なる形で実施される可能性があります。投資者となる予定の者は、これらの規則がどのようにファンドおよび自己の受益証券の所有に関連して受領する支払に適用されるかを自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

— ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換  
（後略）

[次へ](#)

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

<訂正前>

（前略）

（2）管理会社の機構（平成28年2月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している免除会社です。同社の取締役会は、以下の2名の取締役で構成されます。

|     |               |
|-----|---------------|
| 取締役 | サイモン・エフ・ウォールス |
| 取締役 | 高橋 尚久         |

投資運用の意思決定は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に委託されております。

<訂正後>

（前略）

（2）管理会社の機構（平成28年6月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している免除会社です。同社の取締役会は、以下の2名の取締役で構成されます。

|     |           |
|-----|-----------|
| 取締役 | 高橋 尚久     |
| 取締役 | ディビッド・ツェー |

投資運用の意思決定は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に委託されております。

## 別紙

### 定義

<訂正前>

（前略）

「FATCA」とは、以下のいずれかをいいます。

- コード（随時改正済）第1471条ないし第1474条および当該コードに基づき発布された規制もしくは関連規制その他の公式のガイダンス。
- 他の法域において制定され、または米国と他の法域との間における政府間契約に関連する条約、法律、規制その他の公式のガイダンスで、いずれも上記第（a）項の施行を促進するもの。
- 米国内国歳入庁、米国政府または他の法域の政府当局または税務当局との間の、上記第（a）項または第（b）項の施行に基づく契約

（後略）

<訂正後>

（前略）

「FATCA」とは、以下のいずれかをいいます。

- a) コード第1471条ないし第1474条および関連規制その他の公式のガイダンス。
- b) 他の法域において制定され、または米国と他の法域との間における政府間契約に関連する条約、法律、規制その他の公式のガイダンスで、いずれも上記第（a）項に言及される法令の施行を促進するもの。
- c) 米国内国歳入庁、米国政府または他の法域の政府当局または税務当局との間の、上記第（a）項または第（b）項に言及される法令、条約、公式のガイダンスまたは政府間協定の施行に基づく契約

（後略）

独立監査人の監査報告書

平成28年3月4日

JPMAM Japan Cayman Fund Limited

取締役会 御中

PWCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員指定社員 公認会計士 山口 健志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。